

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度 第2回鴻巣市国民健康保険運営協議会
開 催 日	令和3年9月30日(木)
開 催 時 間	午後1時20分 開会 ・ 午後2時35分 閉会
開 催 場 所	鴻巣市役所3階302会議室
議長(委員長・会長)氏名	議長(会長) 藤田 昇
出席者(委員)氏名 (出席者数)	藤田 昇、金子宮司、篠崎佐枝子、武井 栄、小島弘子、竹内茂雄、大塚健二、吉田佳恵子、関根栄子、黒澤富勇、水澤 勉、柴田潤一郎、今井定好(13人)
欠席者(委員)氏名 (欠席者数)	山本三郎、清水 浩、高橋 靖、石井 誠、遠藤美彦(5人)
事務局職員職氏名	市民生活部長 田口千恵子 市民生活部副部長 関根則男 国保年金課長 野口豊和 国保年金課副課長 金子康信 国保年金課主幹 笠原昭子 野村貴仁 国保年金課主査 鈴木紀子(7名)
傍聴の可否 (傍聴者数)	可 (0人)
議事録署名人	武井 栄委員、小島弘子委員
会 議 の 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 市長あいさつ 3 会長あいさつ 4 諮問 5 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和4年度国民健康保険税の改正について(諮問事項) (2) その他 6 閉会

●議事

(1) 令和4年度国民健康保険税の改正について（諮問事項）

令和3年9月30日付けで、市長より国民健康保険税の改正について諮問があり、野口国保年金課長より説明。

【資料1】に基づき、保険税水準の統一について説明。

埼玉県では、平成30年度からの国民健康保険制度において、県と市町村が共同運営する際の統一的な指標となる「埼玉県国民健康保険運営方針」を策定し、市町村とともに国民健康保険の安定的な運営を図っている。また、令和2年12月には、対象期間を令和3年度から令和5年度とする「第2期埼玉県国民健康保険運営方針」が策定され、この中で県内での保険税水準の統一に対する考え方、定義及び進め方について規定。

考え方の前提として、負担と受益の公平性の観点から県内全ての市町村が同等の被保険者サービスや医療費適正化対策に取り組むなどの課題があるため、直ちに保険税水準の統一は行わず、段階を踏んで課題解決に取り組むとしている。

定義としては、原則として、同じ世帯構成、所得であれば県内のどこに住んでいても同じ保険税となることとしている。

進め方としては、3段階に分けて進めていくこととし、第1段階として、令和6年度から県に納める国保事業費納付金の算定過程において医療費水準を反映しないほか、都道府県向けの公費を市町村単位ではなく県単位で計算し、市町村ごとの納付金額を算定するうえでは統一基準によることとし、これを納付金ベースの統一としている。第2段階として、令和9年度から収納率格差以外の項目を統一できるよう引き続き課題解決に取り組むこととし、これを準統一としている。第3段階として、収納率格差が一定程度まで縮小された時点で収納率格差を反映しない完全統一を実現としている。現状での統一年度は未定。

令和3年度の鴻巣市保険税率と県内統一の基準となる埼玉県標準保険税率との比較では、合計の所得割で鴻巣市の税率が埼玉県の税率を0.56ポイント下回っており、合計の均等割では、28,477円と大幅に下回っている。標準保険税率との乖離差を段階的に埋めていくため、令和9年度の準統一に向けて急激な保険税の負担増とならないよう、今後、毎年県から示される標準保険税率等を参考に税制改正を行う必要がある。

【資料2】に基づき、国保の税率等改正の推移について説明。

【資料3-1】、【資料3-2】、【参考】国保事業費納付金の推移、に基づき鴻巣市国民健康保険事業特別会計の将来推計について説明。

【資料3-1】のとおり、税率改正を行わない場合は、基金残高不足により、令和6年度以降の予算編成が困難となる。今後、被保険者数の減少により保険税は毎年減少すると予想されるが、納付金については【参考】国保事業費納付金の推移の一人当たり納付金のとおり、平成30年度から令和3年度にかけて大幅に増加している。また、②激変緩和+払戻しは、激変緩和措置の実施期間が令和5年度までとなっており金額は年々減少している。これらのことから納付金については、当分の間、増加もしくは高止まりの傾向が続くため歳入歳出の不足額は年々増加するものと予想される。

【資料3-2】では税率改正案で、鴻巣市の現行税率を埼玉県の標準保険税率に置

き換えた場合に現行税率に比べ、およそ6億1,000万円の増収となることから、この6億1,000万円分を税率改正により5年間で税転嫁したもの。令和4年度は1億3,000万円、令和5年度以降は1億2,000万円を税転嫁することで令和9年度までの予算編成が可能となり、令和9年度末の基金残高も2,700万円の黒字予想となる。

毎年改正以外に、2年に1度の改正も検討したが、一度での税転嫁額が大きく、急激な保険税の負担増となることから、担当課としては毎年改正が望ましいと考えている。

【資料4】に基づき税率改正案について説明。

毎年改正の2つの改正案について4つのモデルケース毎の影響額を記載。改正案①、医療分の均等割を5,000円引き上げ、所得割を0.1%引き下げ、介護分の均等割を1,000円及び所得割を0.2%引き上げている。これによる収入影響額は約1億3,100万円。改正案②、医療分の均等割を4,000円引き上げ、所得割を0.1%引き下げ、介護分の均等割を2,000円及び所得割を0.3%引き上げている。これによる収入影響額は約1億1,700万円。

担当課としては、医療分の均等割は高齢者を含む全被保険者に対して影響を及ぼすこと、また介護分は標準保険税率との乖離差も大きく、40歳から64歳までの現役世代への課税のため影響が限定的なことから改正案②での改正が有力と考えている。

参考までに、現行税率の応能応益割合は全体で64対36となるが、改正案①では60対40と応益割合が4ポイント改善し、改正案②では61対39と応益割合が3ポイントほど改善する。今後も国保財政の安定運営の指標となる50対50を目指して税率改正に取り組む必要がある。

【資料5】は、参考として埼玉県及び近隣市の税率の状況を掲載している。

《委員質疑》

【資料3-2】の税率改正案は、令和9年度の準統一に向け段階的、平均的に税率を上げていくためのシナリオである、という認識でよいか。

《事務局回答》

そのとおり。

《委員質疑》

【資料5】にあるとおり、鴻巣市の場合埼玉県の標準保険税率と比較し均等割額がかなり低い。どこの市町村でも、税率を上げる際に均等割額を上げることに対し、抵抗があるようで所得割の率を上げる傾向が見受けられる。令和9年度の準統一に向けて段階的に税率を上げていくということだが、所得割のみならず、均等割も含め検討しているか。

《事務局回答》

医療分で特に乖離差が顕著である。【資料4】の税率改正案でもお示ししたが、毎年4,000円から5,000円程度の均等割額の増額を考えている。

《委員質疑》

本日、上げてもらった改正案で全体像の中で確認をさせてもらった。段階的に引き

上げていくとのことだが、引き下げになっているものもある。将来像も含めどういうシナリオになっているのかを委員の皆さんに具体的に示してもらった方が審議しやすいのではないか。【資料3-2】を作成した際に、想定したものを示してもらえれば。

《事務局回答》

次回、お示しできるよう準備する。

《委員質疑》

段階的に引き上げられているということをお示しいただいた上で検討していくということになるかと思う。コロナ渦の状況で、今が厳しいから税率改正を見送りたいということで、後ろ倒しになってしまうと、結果、一気に税率が上がるということになる。段階的に上げていくということはよろしいのではないか。

《委員質疑》

段階的に引き上げていくということでご提示いただいているが、その通りであると思う。税率改正というのは、個人個人で収入が異なるわけで、見えない部分が多い。事務局で提示していただいたものが適正であり、公平であるということではないかと思う。先が見えるようなものを提示してもらいたい。

《議長》

事務局には、今後の方向性を含めて、その人の立場で先が見えるような内容を委員の皆さんに提示してもらいたい。

《事務局回答（市民生活部副部長）》

参考までに、税率改正のひとつの目安としてお話しをさせていただくと、仮に一般被保険者の均等割額を1,000円上げた場合に、税収としては上がるのは1,800万円ほどで、それ以外に保険税が軽減になった場合の国や県からの補助である基盤安定としておよそ750万円があり、徴収分も加味して欲しい2,500万円から2,600万円程度上がる。また、これを5,000円に上げた場合には、1億2,000万円から1億3,000万円程度上がる。これらを色々組み合わせて提示させていただいたものが今回お示しさせていただいたもの。

所得割を0.1%上げると1,400万円

40歳から64歳までの方が該当となる介護納付金分については、全体の被保険者の28%ほど。介護分の均等割額を1,000円上げた場合に、730万円程度、所得割を0.1%上げた場合に440万円程度となる。

《委員質疑》

相対的に考えても、段階的に税率を上げていくということはしかたのないことであると思う。

参考までにお聞きするが、【資料5】で北本市にある平等割というのは、均等割との違いは何か。

《事務局回答》

北本市では、4方式を取っており他の市と課税が異なっている。

均等割は、被保険者1人あたりに、平等割は1世帯あたりに課されるもの。

《委員》

税率の改正は、影響も大きく大変難しいことであると認識している。やはり、令和9年度に向けての引き上げのシナリオを具体的に提示はしてもらいたい。

《委員》

被保険者数の減少による税収の減少であるとか、納付金の傾向など事務局より提示されたものを見る限りではしかたのないことであると思っている。

《委員》

事務局の方が、様々なケースを想定して検討していただいていると思うので提示していただいたものは最良のものであると思っている。

《委員》

事務局が示したとおり、税率を一気に上げるのではなく、段階的に引き上げて行くということがよいのではないかと思う。現役世代、高齢世帯とそれぞれ負担はあるが、高齢世帯への負担比重があまり大きくならない改正案②がよいのではないかとは思っている。

《委員》

税率改正について検討するのは難しいこと。検討材料として、詳細を示してもらった案は提示してもらいたいと思う。

《委員》

被保険者数の減少など、現状を考えると税率の引き上げはしかたがない。

《委員》

被保険者数の減少、納付金額の増加などの影響で将来的に予算が組めなくなるという状況は、市民の方にも理解していただけるのではないか。より具体的な例示をすれば、さらに理解は得られやすいのではないかと思う。

《委員質疑》

最終的に協議会での意見をまとめて、答申ということになるかと思うが、答申の際には付帯意見として、鴻巣市は収納率が元々高いので、引き続き向上を図っていただくこと、医療費の適正化を図っていただくこと、についてはぜひ入れていただきたい。

《議長》

答申の際には、収納率や医療費適正化については付帯意見として当然入れる。

(2) その他

事務局より連絡事項。次回の運営協議会は10月7日に開催。

閉会

(会議時間 75分)

配
布
資
料

- ・【資料1】 保険税水準の統一について
- ・【資料2】 国保の税率改等改正の推移
- ・【資料3-1】 【資料3-2】 鴻巣市国民健康保険事業特別会計将来推計
- ・【資料4】 税率改正案
- ・【資料5】 (参考) 鴻巣市税率・埼玉県標準保険税率・近隣市税率

《当日配布》

- ・【参考】 国保事業費納付金の推移